

第83回

小牧南土地区画整理審議会議事録

平成28年5月18日

午前10時00分～午後0時05分

東庁舎5階 大会議室

- 議題
- 1 議事録署名者の選任について
 - 2 議案事項
 - 議案第103号 尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業における仮換地指定の変更について
【非公開】
 - 議案第104号 尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業における保留地予定地の廃止について
【非公開】
 - 議案第105号 尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業における保留地予定地について
【非公開】
 - 議案第106号 尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業における保留地予定地の処分について
【非公開】
- ⇒議案第103号、104号、105号及び106号については、審議の結果、事務局案のとおり同意されました。
- 3 報告事項
 - (1) 平成28年度事業計画について
 - (2) 保留地予定地の公開抽せんについて
 - (3) 保留地譲渡の取扱基準の改正について
 - (4) 審議会からの指摘事項への対応状況について
 - (5) 事業計画変更について
 - 4 その他

出席者 野村 吉男 樋口 文雄 山田 宗功 長谷川俊夫
小川 忍 住友理工(株) 富士道緑男 林 孝充
小川 鋼光 林 隆治 稲垣 和久 郷司 克人
長谷川 武 水野 善夫 稲垣 悟

事務局 渡辺部長 牧野次長 永井課長 松浦課長補佐
舩橋事業係長 杉山庶務係長 馬庭換地係長 三原補償係長
松本主査 谷崎主事 森主事

おはようございます。本日は、御多忙のところ尾張都市計画事業小牧南土地区画整理審議会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず初めに、お手元の資料の確認をお願いしたいと思います。

まず、ホチキスでとめた分厚いものですが、まず最初に、審議会の日程ということで書いてございます。

めくっていただきまして、1ページ目、議案第103号についてですが、1ページ、2ページ、3ページ、4ページまでになっております。

続きまして、議案の第104号ですが、5ページ目、6ページ目、7ページ目、8ページ目と。そこまででございますね。

それから、議案の105号でございますが、9ページ、10ページ、11ページ、12ページ。

続きまして、議案の106号ですが、13ページ、14ページ、15ページ、16ページ、17ページまでですね。

続きまして、18ページですが、歳入歳出予算事項別明細書となっております。

めくっていただきまして、19ページ目が平成28年度の事業予定となっております。

20ページ、21ページ、22ページまでが公開抽せんとなっております。

23ページ、平成28年4月1日改正となっております28条に定める譲渡の取扱基準についてでございます。

続きまして、24ページですが、審議会からの御指摘事項についての対応状況についてであります。

めくっていただきまして、25ページ目が事業計画の変更（第6回目）についてでございます。

続きまして、資料1と書いてあります26ページ、27ページの資料となっております。

続きまして、箇所図となっております。A3の1枚の地図です。

それから、平面図と書いてあります小牧口駅周辺の地図となっております。その平面図でございます。

それから、A4の1枚で、平成28年度の職員の配置名簿と配置

表になっております。

資料は以上でございますが、もし不足の資料がありましたら、お願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。

それでは、渡辺都市建設部長から挨拶を申し上げます。

渡辺部長

改めまして、皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しい中、当審議会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

新年度を迎えまして、区画整理課の職員もかわっておりますが、後ほど課長から説明させていただきます。私も昨年に引き続き今年度もお世話になりますので、よろしく願いいたします。

さて、小牧南の土地区画整理事業も委員の皆様や権利者の皆様方の御理解と御協力をいただきまして、順調に進捗をしております。平成27年末の道路整備率で申し上げますと、約79.1%となりました。今年度の事業計画も後ほど説明をさせていただきますが、今年度予定をしております工事が全て完了いたしますと、約81.1%に達する見込みとなっております。来年度以降は、法人市民税の一部国税化などの影響によりまして、ますます予算が削減されていくことが予想されております。

いずれにいたしましても、事務局といたしましては、今後の予算確保や事業進捗に向けまして、精いっぱい努力していくところでございますが、委員の皆様方にも一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とかえさせていただきます。よろしく願いいたします。

松浦課長補佐

続きまして、牧野都市建設部次長から挨拶申し上げます。

牧野次長

今年度から小林次長の後任として都市整備担当次長となりました牧野と申します。よろしく願いします。私は、昨年度は道路や河川を担当する建設担当次長ということでやっておりました。今年度からは区画整理事業を担当させていただくこととなりました。精いっぱい務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

松浦課長補佐

区画整理課の職員につきましては、永井課長から紹介をさせて

いただきます。

永井課長 引き続き、課長を務めさせていただきます永井と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、お手元に配付いたしました職員配置名簿をご覧ください。区画整理課職員の状況につきまして、御説明を申し上げます。

まず、3行目でございますけれども、本年度の区画整理課の職員数は、正規職員22名、再任用職員1名、臨時職員2名の合計25名であります。昨年度と比較いたしまして1名減となっております。この25名で小牧南、小松寺、文津、岩崎山前の4地区を担当させていただきます。

4月1日の異動の状況でありますけれども、8名が転出をして、7名が転入という状況であります。係長以上の職員といたしましては、課長補佐、換地係長、補償係長が異動となっております。

続きまして、本日の事務局の職員について紹介をさせていただきますと思います。

先ほどから進行を務めさせていただいております課長補佐の松浦でございます。

松浦課長補佐 松浦です。よろしくお願ひいたします。

永井課長 続きまして、庶務係、係長の杉山でございます。

杉山係長 杉山です。よろしくお願ひいたします。

永井課長 続きまして、保留地事務を担当いたしております、松本でございます。

松本主査 松本です。よろしくお願ひいたします。

永井課長 続きまして、事業係、係長の船橋でございます。

船橋係長 船橋です。よろしくお願ひいたします。

永井課長 続きまして、換地係、係長の馬庭です。

馬庭係長 馬庭です。よろしくお願ひいたします。

永井課長 続きまして、同じく換地係でございますが、森です。

森主事 森です。よろしくお願ひいたします。

永井課長 続きまして、同じく換地係、谷崎でございます。

谷崎主事 谷崎です。よろしくお願ひいたします。

永井課長 続いて、補償係、係長の三原でございます。

三原係長 三原です。よろしくお願ひいたします。

永井課長
松浦課長補佐

以上でございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。
続きまして、稲垣会長から御挨拶をいただきますので、よろしくお願ひいたします。

稲垣会長

座って挨拶させていただきます。

おはようございます。今年度、新しい年度に入りまして初めての審議会でございますけれども、非常に暑くなってまいりました。もう夏も近くでございます。田植えも、もうぼちぼち始まるような状態になってきました。それから、今、世間をずっとにぎわしています熊本の地震でございますけれども、1カ月たっても、まだ結構震度3とか4の揺れが動いておりまして、いつおさまるのかなという、今、状況でございます。まだ何か当分続きそうな雰囲気でございますけれども、何とか早く落ち着いた状態になってほしいなど、今、思っております。

そんなことで、今年度最初の会合を今から進めたいと思っておりますので、ひとつ御協力、よろしくお願ひします。

以上でございます。

松浦課長補佐

ありがとうございました。

本日の出席委員は、15名であります。規定によりまして本日の審議会は成立いたしました。

それでは、会長が会務を総理することになりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

稲垣会長

ただいまから尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理審議会を開催いたします。本日の議事日程については、別紙でお手元に配付しましたとおりでございます

日程第1、議事録署名者の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法については、会長の指名により行いたいと思っております。それに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、会長において指名することに決しました。

議事録署名者に、5番 小川 忍委員、6番 住友理工株式会社委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程第2、議案事項に入ります。

議案第103号及び議案第104号について、2件は関連がありますので一括して議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

〔「小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱第9条」により非公開
内容：提案理由の説明～質疑応答～採決〕

稲垣 会長

議案第103号「尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業における仮換地指定の変更について」及び議案第104号「尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業における保留地予定地の廃止について」は、原案のとおり同意されました。

続いて、議案第105号及び議案第106号について、2件は関連がありますので一括して議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

〔「小牧市土地区画整理審議会議事運営要綱第9条」により非公開
内容：提案理由の説明～質疑応答～採決〕

稲垣 会長

議案第105号「尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業における保留地予定地について」及び議案第106号「尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業における保留地予定地の処分について」は、原案のとおり同意されました。

日程第3、報告事項に入ります。

報告事項1から5について、一括して事務局の報告を求めます。

松浦課長補佐

小牧南土地区画整理事業の平成28年度の事業計画について、御説明申し上げます。

18ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。18ページです。

まず、予算であります。歳入歳出合計それぞれ8億2,409万9,000円となっており、対前年度に対し6,506万1,000円の減額となっており、主な項目を申し上げますと、歳入では、1款保留地処分金で6,000万円です。

3款国庫支出金で1億1,670万円、4款市費からの繰入金は4億9,493万8,000円、7款市債として1億5,130万円を計上したものであります。

一方、歳出では、1款総務費で1,688万8,000円、審議会費・人件費及び事務費等です。

2 款事業費で 6 億 756 万円、工事費・補償費等であります。

3 款公債費で 1 億 9,865 万 1,000 円、区画整理事業のために発行した市債の元金及びその利子の償還であります。

続きまして、平成 28 年度事業予定であります。

次ページの 19 ページをお願いいたします。

1 の工事として道水路工事費で 1 億 1,220 万円、道路整備、排水路整備及び道路維持工事費等であります。

その下段、造成等工事費で 7,000 万円を計上し、イトーピア団地西側の 5 号調整池整備工事及び街区粗造成工事等であります。

その下段、交通安全施設設置工事費で 200 万円、反射鏡・道路照明灯設置工事費等であります。

2 の補償といたしまして、物件移転補償費で 3 億 1,150 万円、物件補償と工作物補償を予定しております。

その下段、損失補償費で 50 万円、仮換地が使用できないことによる補償であります。

3 の委託といたしましては、測量設計委託料で 4,570 万円、仮換地計算及び杭復元業務、道水路詳細設計等であります。

その下段、物件調査委託料で 800 万円、移転物件の調査再算定業務等であります。

その下段、除草浚渫委託料で 1,000 万円、その下段、ポンプ保守点検委託料で 30 万円を計上しております。

4 の負担金といたしまして、上水道布設負担金で 2,500 万円、ガス布設負担金で 900 万円、N T T ケーブル移設負担金で 500 万円、道水路工事にあわせてライフラインを整備するものであります。

5 のその他といたしまして修繕料 600 万円で、区域内の道水路の緊急維持修繕費であります。

次に、別紙の本年度の工事予定箇所について、事業係長の船橋から説明いたします。

船橋係長

それでは、平成 28 年度の工事予定について、御説明させていただきます。前で説明させていただきます。

お手元にも箇所図がありますので、ご覧いただきたいと思います。スクリーンにも同じものを映させていただきます。

まず、図の色ですが、緑色が平成27年度までに完了しました箇所であり、青色が平成27年度から平成28年度へ繰り越しをしました箇所であり、赤色が本年度に整備をする予定箇所であり、

道路工事の進捗であります。平成27年度末で道路整備率は約79.1%であります。

では、平成27年度の繰越工事から説明させていただきます。

青色で表示してありますが、1番が寿々やマンションの西側、ここです。ここであり、区画道6-73号の道路新設工事で、施工業者が可児建設株式会社であります。現場は、もう既に完了しております。

2番が南外山公園の東側になりますが、ここになりますが、区画道6-91号の道路新設工事で、施工業者が株式会社寿建設であります。こちらのほうも、もう既に現場は完了しております。

以上の2工事が平成27年度から繰り越しをしました箇所であり、

続きまして、平成28年度の工事について、御説明させていただきます。

赤色で表示してありますが、1番が都市計画道路一宮春日井線の北のほう、名鉄小牧線の東側になりますが、ここですが、区画道6-25号外の道路新設工事で、延長約20メートルであります。

次に、2番が1番の南側になりますが、こちらになりますが、5号調整池の整備工事であります。

なお、5号調整池を整備しております浜井場公園につきましては、みどり公園課の発注であります。平成28年度から平成30年度の3カ年で整備をする予定であります。

続きまして、3番ですが、都市計画道路一宮春日井線の南側で、県道名古屋犬山線の東側になりますが、ここですが、区画道4.5-1号の道路新設工事で、延長が約20メートルであります。

続いて、4番が3番の南側、こちらになりますが、区画道6-108号の道路新設工事で、延長が約20メートルであります。

続いて、5番ですが、当地区の真ん中、名鉄小牧線の西側になりますが、ここになりますが、区画道6-78号の道路新設工事で、延長が約70メートルであります。

続きまして、6番が、当地区の南のほう、外山水源地の北側ですが、こちらになりますが、区画道6-87号の道路新設工事で、延長約30メートルであります。

次に、7番ですが、こちらになります。6番の東側くらいになりますが、区画道6-88号の道路新設工事で、延長が約70メートルであります。

次に、8番が7番の南側、ここですね、区画道6-99号の道路新設工事で、延長が約100メートルであります。

最後に、9番ですが、当地区が一番南側になりますが、区画道6-104号の道路新設工事で、延長が約50メートルであります。

また、水道、ガス、下水道、電気、電話の各占用者の工事や側溝の新設工事、道路、水路等の維持工事も随時行っていきますので、よろしく願いいたします。

平成27年度からの繰越工事と今年度工事により、道路整備率は約81%となります。

なお、工事の箇所及び延長につきましては、予算、補償等の状況により変更する場合がありますので、御了承をお願いいたします。

地区の皆様にも極力御迷惑をおかけしないよう注意して進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、今年度の工事予定の説明を終わります。

杉山係長

それでは、続きまして、日程の報告事項の(2)番の保留地予定地の公開抽せんについて、報告させていただきますので、20ページをご覧ください。20ページをお願いします。

今年度も保留地の公開抽せんを行ってまいりたいと考えております。スケジュールといたしましては、8月1日号の広報にてPRをいたしまして、8月12日受付開始、8月26日締め切り、8月29日公開抽せんという予定であります。

1枚はねていただきまして、21ページの9番をお願いします。

平成28年度公開抽せん処分予定保留地は、お手元の資料のとおりでございます。

場所につきまして、22ページに赤表記してございますので、ご確認のほどをよろしくお願いいたします。

なお、ナンバー1は昨年度、売り出した物件でございますが、処分に至っていない保留地予定地であります。この保留地につきましては、現在、御購入を希望されている方がみえますので、最終的に処分に至った場合は公開抽せんから外させていただく予定です。

保留地の公開抽せんについての報告は以上であります。

続きまして、報告事項の3の保留地譲渡の取扱基準の改正について報告させていただきますので、1枚はねていただきまして、23ページをお願いします。

小牧市土地区画整理事業施行規則第28条に定める譲渡の取扱基準において、網かけ部分を平成28年4月1日から追加しました。

理由につきましては、事業期間の延伸で区画整理の完了時期が変更になり、いつまでも保留地を譲渡することができず影響を受けている買受人の方がみえたり、また、事業終盤に差しかかっている地区の未処分保留地については、販売促進を図る必要があることから改正を行ったものであります。

なお、(6)に記載の「仮換地課税に移行した地区」とは、現在、小松寺地区及び岩崎山前地区であります。

保留地譲渡の取扱基準の改正についての報告は以上であります。

松浦課長補佐

続きまして、報告事項の(4)審議会からの指摘事項への対応状況についてであります。

前回の審議会において、これまで審議会で指摘をいただいた事項について、対応状況の報告をとの御要望をいただいておりますので、ここで御説明させていただきます。

恐れ入りますが、24ページをお願いいたします。

「審議会からの指摘事項への対応状況について」と書かれた資料であります。こちらに、御指摘いただいた事項をまとめてございます。

このうち、対応済みの件につきましては割愛させていただき、現在継続中のものについて御説明させていただきます。

まず、7番でございますが、「小牧口の駅前広場の設計について、機能が十分果たせ得るのか」との御指摘をいただきました。これに

つきましては、現在、駅のエレベーター設置について、名鉄との協議中であり、詳細が決まっておきませんので、現時点の整備に向けての状況について、後ほど御説明させていただきます。

11番でございますが、「外山中央線の間内駅付近で横断歩道が少ない。穂積歯科付近で横断歩道の検討が必要ではないか」との御指摘をいただきました。こちらについては、平成27年度に、再度、警察に要望を伝えましたが、現時点での設置は難しいとの回答でありました。

13番で、「南外山会館西側の渋滞について」でございます。南外山会館西側の渋滞解消について御指摘をいただきました。こちらにつきましては、平成27年度に愛知県に対して交差点西側の改良を要望いたしましたが、現時点では難しいとの回答でありました。引き続き、愛知県に要望をしております。

以上、審議会からの指摘事項についての対応状況についての御報告とさせていただきます。

続きまして、先ほど申し上げました広場の現時点の整備に向けての状況を事業係長の船橋より御説明いたします。

船橋係長

それでは、小牧口駅前広場の整備につきまして、現時点の状況を報告させていただきます。前のほうで説明させていただきます。同じものをお手元にも図面としてお渡ししておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

小牧口駅につきましては、昨年度、エレベーターの設置につきまして名鉄と協議を重ねてまいりましたが、設置の位置が固まりましたので、今回、広場の整備につきまして、内容をお知らせしたいと思います。

概要といたしましては、送迎のために乗り降りできる停車スペースを確保しつつ、東側の外山中央線から北側の旧県道に抜ける一方通行の道路を整備いたします。こちらが、今、都市計画道路外山中央線に当たりますが、こちらの東側から、こちらの、昔、県道であった市道に通り抜ける道路を配置しております。それで、あと、送迎専用の停車スペースとして、こちらですね、こちらのところに停車スペースを配置する計画となっております。

この道路につきましては、もう既に愛知県公安委員会と協議が済んでおりますので、よろしくお願ひします。

また、できる限り駐輪場を確保しております。線路沿いのエリアと外山中央線沿いのエリアの2カ所を確保しております。まず、名鉄小牧線の線路沿いのこのエリアと、あと、今回の車道の北側の部分、こちらのエリアに自転車の駐輪場を今、確保しております。

なお、広場の整備時期につきましては、順序として、エレベーター工事が先行し、その後、広場の工事となります。

先ほどの駅舎のエレベーターなのですが、小牧口駅舎の南側にエレベーターを計画しているところであります。

エレベーター工事は、こちらのほうを先行しまして、その後、広場の整備工事に取りかかっていくという順序となっております。

名鉄でエレベーター工事を行いますが、現時点では、工事時期がまだ定まっておられませんので、広場の整備時期につきましても、まだ未定の状況であります。確定いたしましたら、改めて御報告させていただきますので、よろしくお願ひします。

以上で、広場整備の状況報告とさせていただきます。

杉山係長

それでは、報告事項の5番になります事業計画の変更について報告させていただきますので、25ページをお願いします。前のスクリーンにも詳細図を映させていただいておりますので、あわせてご覧ください。

当小牧南地区の事業計画につきましては、平成7年3月10日に最初の事業計画決定を行いまして、今回、御報告させていただきます事業計画の変更は第6回目ということになりますので、よろしくお願ひします。

それでは、1の「主要変更事項」について説明させていただきます。

変更内容は7つありまして、まず、1番についてですが、地図のナンバー1のところ赤の着色がしてあるところですが、名鉄小牧口駅にエレベーターを整備するため、公園の一部を鉄道用地に変更し、あわせて南側区画道路からのアクセスを確保するため、保留地を公園に変更するものであります。

次に、2番ですが、位置図のナンバー2のところでは緑色で着色してあるところですが、鉄道構造物への影響を考慮し、名鉄小牧線沿いに緑地を配置し、空地を確保するものであります。

3番につきましては、位置図のナンバー3のところではオレンジ色で着色してあるところですが、ナンバー2と同様に、鉄道構造物への影響を考慮し、名鉄小牧線沿いに特殊道路を配置し、空地を確保するものであります。これについては、平成26年5月7日、第78回審議会にて同意をいただいております。

4番につきましては、地図のナンバー4のところでは黄色で着色してあるところですが、小牧口駅東広場の位置づけといたしまして、小牧口駅にエレベーター及び一般車の乗降場等を整備するため、保留地を鉄道用地、区画道路に変更するものであります。

5番につきましては、位置図のナンバー5のところでは黄緑色で着色してあるところですが、5号公園内で通路機能を確保できたため、特殊道路を廃止し、緑地に変更するものであります。

6番につきましては、過年度実績及び残事業精査により総事業費が317億5,000万円から322億円に、4億5,000万円増額となります。主な理由としましては、調査設計費の増額となります。

7番につきましては、事業進捗を考慮し、事業施工期間を平成6年度から平成31年度を平成6年度から平成34年度に、3カ年延伸するものであります。主な理由としましては、建物補償に不測の日数を要したためとなります。

それでは、2の「今後のスケジュール」について説明させていただきます。

記載のとおりであります。4月から8月ころまで県と調整を行いまして、9月の広報に縦覧の案内を掲載いたしまして、縦覧を14日間、2週間、区画整理課にて行います。そこでもし意見書が出た場合は、県の都市計画審議会に諮りまして、県の認可を受け、すぐに決定公告を行いたいと思います。また、縦覧で意見書が提出されなければ、県の認可を受け、すぐに決定公告を行うというスケジュールで考えておりますので、よろしく申し上げます。

事業計画の変更については、以上であります。

稲垣会長 日程第3の報告事項は一応終わりました、御意見、御質問ございませんか。

小川(忍)委員 事業計画の変更ということで、これは提案されているのですが、その中身については、今、説明があったとおりに思うのですが、事業施工期間の変更ということで、これは上がっていますよね。その事業期間の変更というのは、何のためというとおかしいですけれども、3カ年延伸するということですが、これは、どの事業のために延伸するのですか。それとも事業全体の施工期間の変更を考えてみえるのか、どちらですか。

杉山係長 事業計画の事業期間の延伸につきましては、事業全体を捉えて3カ年延伸を考えております。

小川(忍)委員 そうすると、この事業にかかる、事業というとおかしいですけれども、全て事業計画上に上がってくる事業については、完了するのが3カ年先ということですか。そういうように解釈してもよろしいですか。

杉山係長 事業計画に上がってくる事業全体の完了時期が、3カ年延伸となるということになりますので、事業期間については、まず、補償が完了して、次に工事をして、工事が完了して、最後は換地処分の手続という順番になります。

小川(忍)委員 そうするとその3カ年の延伸の計画というのは、そういう前提条件がありますよということですか。例えば、今、補償なら補償が完了しないと次の事業にかかっていきませんよという報告ですよ。ということは、次の事業は、例えば、やれる分があるとするならですよ、それを先というか、前倒ししてやっていくような計画というのは、簡単に言うと、実施計画はどういうように考えてみえるかということを知りたいのです。延伸は延伸でいいですけれども、そういう前提条件がありますから、延伸はするものの、そういう前提条件に支障が出てきたら、延びるだけ延びますよということですね、変な話ですけれども。違いますか。

そうすると、こんなものは、机の上でつくった延伸ということになりませんか。そういう説明では私はちょっと納得できませんけれどもね。少なくとも、これについては、事業計画上の残工事についての実施計画というか、これをやはり出すべきだと思うのですよ。

それに向かって事業を進めていくということは施行者の責任ではないですか。

それをやるためには、変な話ですけども、少なくとも、今の前提条件のように、補償の課題がずっと残っていつてしまったと。そうしたら、1件でも補償が完了しなければ次の事業にかかれませんか。実施計画上なければできませんということを前提に、これを延伸するという事になってしまうので、少なくとも実施計画を立ててもらいたい。

それでも支障が出てきた場合には、では、それをどうするのか。実施として時期変更をどうするのかということをやはりやっていくべきではないですか。

杉山係長

こちらの事業計画につきましては、愛知県の認可を受けまして手続を進めていく必要があります。その中で、事業期間について、例えば、建物移転の計画とかを立てて、3年間延伸が必要であるということを説明して認可を受けていきます。

小川(忍)委員

それはわかりますよ。わかりますけれども、要は、私の言うのは、実施計画を立ててほしいということを行っているのです。計画は計画でいいのですよ。

稲垣会長

要は、最終をいつで押さえるのかということですね。

小川(忍)委員

そう、そう。結論はそういうことなのです。

稲垣会長

そうですね。

小川(忍)委員

これは、ずっと今までを見ていると、少なくとも、その部分的な形の中で事業計画の変更が生じた場合にだけ計画を変更していますよね。ですけども、それは本当に実施して完了するのかという期間なのかどうかということは、はっきり言って、今も説明があったように、状況が変わって、これは守れませんということですね。やれませんということでしょう。状況が変われば。それは、計画なら計画でいいのですよ、そういう計画なら計画で。ですけども、実施計画ということは、そうではないですよ。実施をしていくのだということを、もちろん資金の計画もあるでしょうし、当然それはあると思うのですけれども、しかし、実施をしていく上においては、何が課題、何の支障が出てくるのか、それを考えながら、そして、事業を完了させる実施計画というもの

に沿った形でやはりやっていくべきだと私は個人的には思うのです。

それでないと、先ほどのように、これは、まだこれから先、残工事というか、事業計画上で事業が残っているわけですね。これは、工事の説明もありましたけれども、平成28年は平成28年のものがありますけれども、残工事に対する、少なくとも実施計画を立ててほしいのです。それでないと、これは変な話ですけども、この審議会の委員で協議して意見を言うにしても、何も言いようがないではないですか。どうですか。

稲垣会長 そうですね。一応、今言われた小川委員のことを、今回、ここに載せてもらって、今、その指摘事項への対応状況というか、ここへまた新たに1つ載せていただくということで。

永井課長 お手元の資料の18ページを、すみません、お目通しをいただきたいと思います。

今年度の事業計画という表になりますけれども、その上側の表の歳入の4番。これは、市の一般会計からの繰り入れということでございまして、この区画整理事業、小牧南地区につきましては、1番の保留地処分金ですとか、国からの補助金ですとか、そういったものの以外に、この市からの繰入金というものがかなり大きな比率を占めております。

この会の初めに部長から申し上げましたとおり、現在、市も財政がかなり厳しい状況にこれからなってしまうので、この繰入金というのが必ず確保できるかとなりますと、厳しい見込みを立てざるを得ません。

こうした中、市の事務局といたしましては、毎年、財政当局と、このあたりをできるだけ確保できるように努力をさせていただきますけれども、そうした中で、市の実施計画というのを3カ年で必ず作成をしまして、毎年、財政当局と交渉しております。

その3カ年のローリングという形で毎年、毎年、見直しをする中、財政当局に対して要望しているということでございますので、その実施計画というものは3カ年で事務局は持っておりますけれども、そうした中で、来年度、確定をしたものについて、こうして18ページに記載をさせていただいているということでございますが、最

終的なところまでの実施計画というのは、まだ10年以上かかるということが予測される中で、必ずその部分まで見通しをかけていくというのは、なかなか効率的ではないということもあって、3カ年というものでやっております。

そうした中だということも御理解をいただきつつ、こうして少しでも進捗できるようにということでやらせていただいているということだけでも御報告をさせていただきたいと思います。

以上であります。

小川(忍)委員

今の説明は、それはそれで結構ですけれども、私の言っているのは、それは市の財政の繰入金ですか、それは当然、年度、年度によって違うと思いますし、当然、それは予算を組んでいかれるわけですから、これも繰入金が年度、年度で、どれだけこの事業に対して来るのかどうかという話も、それは当然そうだと思います。と思いますが、やり繰りというのは、それはもう内輪の話でしょう。この事業を完了するためにどれだけ資金が必要だということと、資金のやり繰りとの話はちょっと違うと思うのですよ。それが実施事業に影響となってくるというのなら、それはそれで結構ですけれども、しかし、それは、少なくとも実施計画を立て、そして、それに資金計画を立て、そして、一応年度ごとの資金計画を立ててもらって、それに向かって実施ができるような、少なくともやり繰りを、例えば、資金であれば内輪でやり繰りしていただければいいのではないですか。それでもって事業がおくっていくという話は、少し私は解せないと思いますけれども。

資金のやり繰りだけで、事業がそれでおくっていくと。これはやむを得ませんと。それでは、先ほどの話ではないですけれども、この事業に地権者の方々が少なくとも減歩という形で協力しているわけですよ、はっきり言いまして。そうではないですか。

それと、事業が始まってから以来、仮換地指定をし、それから、これからそれぞれの工事も、道路工事だとか公共工事もやって、そうしてやってきているわけですよ。それはあくまでも計画があつての話ですよ。その人は15年か知りませんが、その時点で机の上の計画であろうがなかろうが、実施計画であろうがなかろうが、少なくとも、それが延びてきているわけですよ。その延びてきた

ことによって、非常に地権者に対して、変な話ですけれども、不公平感というか、せっかく事業に協力してやっているのに、事業がおくれていく。ただ、役所の繰入金かどうか知りませんが、事業の負担金かどうか知りませんが、その状況によって事業がおくれていく。

そして、しかも、事業を実施するためには、支障ある部分については交渉も必要ですから、それについての完了というか、その結論が出ない限り事業はおくれていきますね、当然工事がおくれるわけですから。それはそれでいいのですが、少なくとも、そのことによって、今、簡単に言いますと、仮換地指定は、もうこれは何年前か知りませんが、やっていますよね。当初は工事のための仮換地指定だったかどうかは知りません。知りませんが、少なくとも、これは全域、仮換地指定やったわけでしょう。保留地も、それから、今の話ではないですけれども、一般の換地も。それから、特殊な需要を持った換地も、それはやったわけでしょう。違いますか。換地計画原案に沿ってやったわけですね。その時点では、換地計画は成り立っているわけではないですか。

だから、そのことは実施の段階で、例えば、早く使用収益できる換地をもらった人はいいですよ。でも、使用収益ができない換地については、補償というもので当然手当はされてみえているので、それはそれで結構なのですが、それも限度があると思うのですよね。

一方で言えば、仮換地指定して、少なくともそれをもらった人は使用収益を開始して、換地というものについて、利益とは言いませんが、利用がもう開始されているわけですよ。ですけれども、それができない人。工事の関係でずっとそれが延ばされてきた人。これが仮換地指定から、今、何年たっているのですか、先ほど少し言いましたけれども、もう35年くらいたっているではないですか。それは幾ら何でも、当初から30年ですか。それはいいですが、いずれにしても、仮換地指定したときに、即四、五年の間に使用収益を開始できて、換地を利用できる人と、あるいは全然換地が使用できないという人と、これは期間の限度の問題があると思うのですよ。

だから、その辺のところも含めて、いかにこの事業を早く完了させる、私はそのことが地域の人たちの、もちろん協力した地権者に

対する、答えだと思っているのですよ。そうでなければ事業などやる価値ないですよ。だから、そこのところはきちんと認識していただいて、やれる、やらないというのは、それは計画を立てて、これは状況が変わってくればやれないということはわかりますよ。わかりますが、では、どういう方法があるかということを含めて、努力してもらうような形で、もう当然努力してもらっていると思うのですけれども、例えば、ほかの事業がやれば、その中に組んでいくというような、切りかえていくというようなことをやってもらっておかないと、これはいつまでたっても終わりませんよ。先ほどの保留地の話ではないですけれども。それから、今の構造物のあれについてもそうですよね。移転補償についてもそうですよ。1件でもそういうものがあつたとしたら、これは、それが解決するまで事業は完了しませんよ。そのほかの事業にはかかれませんか。繰入金都合つきませんか。

そういうことで、どんどん、どんどん出ていったら、これはもう、永久とは言いませんが、これは地権者から、「いつ終わるのですか」と言われる。

野村委員

小川さん、あなたの言うこともわからなくてもないけれども、これはやはり地元の議員を動かさないことにはやれないのだ。だから、私たちも稲垣君にしょっちゅう「もっと早くやれ、早くやれ」と言っているものなので、それは仕方がないけれども、あなたのほうの大山の議員さんがいるから、その人に、「もっと早くやれ、早くやれ」とお尻をたたかないことには、これは、恐らくこの事務のほうへ言ったとしても、事務のほうでは、そういう計画が出てくるだけのことで。

小川(忍)委員

それは違うと思いますよ。

野村委員

いや、それはあると思うよ。しょっちゅう私たちも議員には言っているのです。

小川(忍)委員

だから、支援をしてもらうのはいいのです。それは、私はそれを別に期待しているとか、そういう話ではないのですけれども。

野村委員

延び延びであるのは、確かです。

小川(忍)委員

事業施行者である小牧市長が施行者の代表なのですよ。市の行政ではないのですよ。そうでしょう。特別会計でこれは事業をや

っているわけでしょう。それで、それを責任持ってやっていこうとしているのが小牧市長である施行者なのです。だから、あなた方もそれは職場の職員かどうか知りませんよ、それは。これは、職員だから、その南地区の土地区画整理事業の職員であるのかどうか。これは兼務されてみえるわけですね、今、はっきり言って。そうでしょう。

だから、何もそれは仕分けする必要はないので、小牧市長が、これをどうのように事業を進めていくのか、そして、それをどう解決をとるのか、代表者である小牧市長の責任でしょう、はっきり言わせてもらおうと。

だから話をしているのです。だから、地域の人たちは、それは、今言われたような形はありますよ。誰だって思っていますよ。ですけども、この人たちに言って、しょうがない、そんな話ではないはずですよ。議員に頼まなければができない、そんな話ではないでしょう。それならそれではっきり言ってください。

永井課長

まず、先ほど、仮換地指定のお話、少し出ましたけれども、仮換地指定させていただきまされたのは、平成10年6月ということでございますので、現在、18年が経過しようというところであります。

それから、事業期間の延伸の件でございますけれども、主な理由といたしましては、補償物件・建物の移設に期間延伸が必要であるということでございまして、これは、確かに小川委員おっしゃられましたとおり、最初のころに契約をしていただいた方と、まだこれから移転が残っている方、確かに不公平な状態ということになりますので、事務局といたしましても、最初の議案に上げさせていただいたとおり、柔軟にということをお願いしたけれども、柔軟に動かさず中で、1年でも早く完了できるようにということをやらせていただいております。

しかしながら、物件移転の補償交渉でございますので、これは、相手の方、地権者の方々がおみえになりますので。

小川(忍)委員

ちょっとすみません。もうその話はいいのです。私が言っているのは、そういう話ではないのです。こういう状況だから遅延しますという話ではないのです。むしろ、今まではそうだったかも

しませんが。ですけれども、私が言っているのはこれからの話なのですよ。

永井課長　　すみません。ちょっと最後まで申し上げたいと思いますけれども、地権者の方々と交渉ということでございますので、合意をいただいでしか私どもも前に進めません。期間が決められているのでということで、必ずこの時期までにという交渉はできませんので、どうしても延びる傾向にあることは大変申しわけないのですけれども、そうした中で交渉を進めさせていただいているということでございます。

　　以上でございます。

小川(忍)委員　　わかりました。それはそれで、そういう事情ですということはわかりましたのでいいですけれども、先ほど言ったように、私の提案なのですが、少なくとも、これからの残工事に対して、実施できるかできないかというのは、実施しろということでやってもらうということが第一。違いますか。これは補償交渉で早くやろうとして下がるかもしれませんよ。ですけれども、そのときに、では事業の中で何ができるか。別の事業ができる場合もあるわけではないですか。そういう状況になっているのかどうか。そういう状況にしていこうという趣旨はあるのかどうか。それもあれば、当然そのときに切りかえることはできるわけではないですか。違いますか。それを言っているのです。

　　そういうことをやるためには、実施計画をすぐ立てて、事業として、こういう実施計画を立てて、こうやって実行していきますと。完了は、今の予定では、こういう完了で極力それに努力して進めていきたいという案を出していただくだけの話ですよ。もちろんそのためには事業の中身を検討してもらわなければいけないですよ。それをやっていただけるかどうかということ、やってほしいということ、を提案しているのです。

永井課長　　ただいまいただいた御意見につきましては、今後、会長、副会長とよく相談した上で、今後の方針を御報告申し上げたいと思います。

小川(忍)委員　　ちょっと待ってください。あなたの答弁おかしいですよ。何で審議会の会長と副会長に相談してと、何なのですか、それは。私、

言っているのは、違うのですよ。事業主体がこの事業をどう完了させるのかと、その責任を持ってやっているわけですから。それを私たちは信頼しているわけではないですか。だから、そのことを事業主体として、こういう事業については、こういう形で計画を立て、そして、実施計画を立て、それで資金繰りもして、そして完了に持っていくという案、案というとおかしいけれども、実施計画案ですね。あなた方、それは出ないのですか。あなた方がやるべきことですよ。違いますか。

杉山係長

今、小川 忍委員がおっしゃられたことですね。資金計画をどのようにやっていくかとか、そういった計画が、この事業計画書の中にありまして、最初は平成31年度までに終わるような形で、資金計画もそういった形で作ってあります。それが今回、事業進捗を進める中で見直しを図る必要が出てきましたので、それを今、平成34年までに延ばして、資金計画も平成34年に終わるような形で、今回、見直しております。

こちらの事業計画につきましては、県と協議しながら進めていって、また、地区の方には縦覧という形で見ていただく機会もつくりまして、認可を受けていく予定でありますので、小川 忍委員がおっしゃられる実施計画というものが、区画整理でいいますと、この事業計画書というものになります。

以上であります。

小川(忍)委員

それで結構ですよ。結構ですけども、先ほどから言っているように、全体の残工事、残工事も含めて、全体の事業の推進、もちろん事業の終わったところもありますし、それから、これからまだやらなければいけない事業もあるわけですよ。だから、今後、その計画の変更は、それを全部含めた形の中で、今回、これは3年の延伸ということで、これは事業計画の変更を出されるわけですよ。それはそれで結構なのです。

ただ、その中には、もう済んでしまいましたよと。完了したものもありますし、これからというものもあるわけでしょう。私の言っているのは、完了したものを、ああだった、こうだったという必要は何もないのですよ。だから、その延伸の中に、これからの工事について、主にはそれになるわけでしょう、3カ年ということですか

ら。残工事に対するために全体の事業計画の期間の延長を3カ年ということで決められているわけですから、その計画はきちんとあると思います。あると思いますが、私の言っているのは、確実に、頭をひねってもらって、計画を、先ほど言いましたけれども、机上は机上でいいのです。認可をとりたいために、これをやるのも結構ですよ。

それは、県だって認可はおろさないですよ。それは、これはどうだ、これはどうだと聞かれるのは、決まっていますよ。決まっていますし、それはそれなりにきちんと裏づけがついていれば、法に間違っていない限りは認可をせざるを得ないですからね。それはいいのです。それはそれをやっていただければいい。

だから、それに沿ってやっていただけるのかどうかということを検討してくださいと言っているのです。それは完了に向けてですよ。それがなぜできないのですか。あなた方、工事の状況についても見ているでしょう。これからどういう事業がふえてくるのか。それは具体的にはどういう事業があるのか。それに対して、どれだけの費用がかかるのか。それはあなた方が考えてくれればいいのではないですか。それは施行者として考えるべきではないですか。

永井課長

ちょっと具体的なイメージがなかなか湧きにくいのですが、事業計画の変更の中、今、平成34年をつくっておりますが、その中に、工事費いくら、補償費いくら、年度の計画という数字は表として持っております。

そのように、できる限りの努力をして、私どももその事務や補償交渉に当たっていくのですけれども、確実にそれができるかどうかという、それは。

小川(忍)委員

それを最初に言ったら終わりじゃないですか。何を言っているのですか。私が言っているのは、そういうことではないですよ。そんなことはわかり切っていますよ。今までやってきたからわかるではないですか。

永井課長

変更していきますので、必ず臨機応変にどうしても動かざるを得ないのですけれども。

小川(忍)委員

変更していきますからって、変更した結果が一体どうなるのですか。あなた、考えたことありますか。事業を延ばすことだけで

しょう。それなら何も、努力しました、努力しましたと言ったって、少なくとも、では、それだけの努力の結果が、「いや、補償交渉が難航してしまっていて、何ともなりません。申しわけないけれども、補償交渉がまとまるまで、悪いけれども、事業の年度が来りましたから、事業計画の変更をして延伸します」。いや、それではね。

では、市議会の議員さん個々に聞いてみてくださいよ。私たち、少し前に言われましたけれども、地域の代表として審議会の委員になって来ているのですけれども、それはそれで私も責任を感じていますよ。ですけれども。

永井課長

すみません。確かにおっしゃるとおりなのですけれども、私ども、延伸ありきで交渉しているわけではなくて、できれば、この年度、補償の合意をしていただきたいということで交渉していて、結果として、どうしても延伸になってしまうということで、大変申しわけないところではあるのですけれども。

小川(忍)委員

私、理解が悪いので大変申しわけないのですけれども。別に、これでもって延々とやるつもりはありません。それは理解を深めてもらいたいということであれば、私、また説明を聞きますけれども、言いわけじみた話の中に、そんなものは何もこれからのことは生まれてきませんよ。そんな姿勢で施行者として取り組んでもらいたくないということなのです。大変申しわけないのですけれども。そこですよ。

野村委員

小川さん、余り延長、延長ばかりでやっていると、いつまでたってもやれないのです。

小川(忍)委員

それはそうですよ、そんなもの。

野村委員

できるだけ早く終わらせたいと。北側や、この南部のほうはね。

小川(忍)委員

では、審議会の委員さん、それでは1人ずつ聞いてください。このまま、そういう事情があるから延長もありますという話で、「うん、それはしょうがないな」。それで、例えば、地権者から、「それは使用収益もできないのに、一体どういうことだ」と。「いや、それは、移転補償はまだまとまっていないから、申しわけない」。どういうことですか、これ。それで納得できるのですか、皆さん方。それに対して、それでは、審議会委員が代表だという

ことで、私たちがそれではその方にどうやって説明するのですか。答えてください。

稲垣会長

先ほど永井課長が、ちょっと言われたけれども、10年はかかるよと。もう登記も含めた最終的なことまで、今、10年くらいと。

永井課長

事業計画、平成34年ということで作成をしております。そこに向かって努力をさせていただく中で、かといって、必ず平成34年にできるかどうかということに対しても私ども見通しを立てておりますけれども、これが、仕組みとしては県の認可を得て事業期間の延伸をしていくということでございまして、今現在、正直な見通しというところを愛知県と協議をさせていただいて、例えばですけれども、あと10年かかるので10年間延伸しますという計画では、現在、愛知県の認可が通りません。

そういうことで、できるだけ理想的な中での計画というものを県からは要求されておりますので、現在、平成34年ということで計画の変更を進めさせていただいています。

しかしながら、実際には補償交渉、その中で年度としてできる部分は限られておりまして、それが見通しとしては、まだしばらくかかるということで、先ほど私から10年という、これは個人的な見通しでありますけれども、そうしたものを報告させていただいたところではあります。

現在、79%ということでございまして、昨年度からの比較でも、今、1年に3%程度上昇させてきているということが実績でございしますので、あと21%ありますので、割り算をしていただくと、あと残る年数というものが大方出てくるというところではあります。そうした見通しの中でやらせていただいております。いずれにいたしましても、最初の議案のところでも申し上げたとおり、少しずつ柔軟に対応する中で、1年でも早く終結をしたいということで、事務局は対応させていただいているということだけは、この場をおかりして報告させていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

小川(忍)委員

これ以上言っても、どうしようもありませんので。私はそういう提案をさせていただいたということだけ議事録の中に残していただいて。

稲垣会長

一応、今、永井課長の話ですと、年3%進んで、ことしから7年ということで、平成34年に完成したいというお話だと思います。

小川(忍)委員

資金繰りの話で、それはそういうことになるかもしれませんが、それは県が認可するのはね。ということは国庫補助金をもらっているわけですから。当然県の審査の中で、そういうことも話題になりますし、それは、資金が手当てできなければ事業はできませんからね。こういう計画を立てているのですから、それは県の意向もあるでしょうけれども、現場というとおかしいですけども、地域ですよ、地域のまちづくりのために、地権者が土地も提供して、こぞって協力をしているわけではないですか。違いますか。そこのところは、そのことのために事業がどんどん遅れていくという話はどう考えても理不尽でしょう。

それは認可、認可と言われるけれども、認可、認可と言って、それは認可権がありますから、それは当然でしょう。それと資金も。はっきり言いますと、県の認可の条件の1つの中には、資金もありますよね。補助金というもの、これを受けてやるということですから。これは、国の予算がどれだけになるか知りませんが、そのことによって、当然事業がストップする。資金がなければストップしますよね。

ですけども、事業計画として認可を与えた以上は、資金繰りがどうだとか、そんなものは、施行者であり、認可庁であり、それから、補助金要綱だか知りませんが、そちらの内輪の話でしょう。都合がつくつかないかという話は、変な話だけれども、予算取りですよね。予算取りしなければ、不足したから、この事業はストップするなどという話は、少なくともストップする理由に、延伸というか、事業期間が長くなるという話の材料してもらいたくないのです。何とか勘考してくださいよ。頼みますよ、そんなものは。

稲垣会長

あとほかに意見、よろしいですか。

林(隆)委員

今、小川 忍委員の意見は、よく承知をしていただいて、努力していただくということでお願いしたいと思いますが。

エレベーターの話については、地元が非常に期待をしております、どこかわかりませんが、よくぞ交渉していただいて決まったなど、うれしい気持ちでいっぱいでございます。したがって、

これに関して、若干延びるかもしれませんが、それはあえて、今言う意見ではございませんので。この話は、また、市から正式に、9月のそういった広報などで閲覧等をされるわけですね。だから、私たちが喜んで、「つくぞ」という話などを今、してはいけないわけですね。だから、名鉄のそういった決定についても、正式なルートはまた別途、市から御案内があるかというように考えたほうがよろしいですか。

稲垣会長
林(隆)委員
永井課長

そうですね。

では、その確認だけでございます。

小牧口駅のエレベーターの件でございますけれども、先ほど図面でお示しをしたとおり、その場所にエレベーターができるということが決定をいたしました。

それで、これからいつできるのかということなのですが、名鉄の改札をくぐった中の平安通行きと犬山行きに対して、それぞれ上り下りで2基のエレベーターが必要というホームの構造ですので、その工事の段取り、当然、改札の中ですので、名鉄がおやりになられるので、これにつきまして、今、予算の状況、これも国からの補助がいただけるという事業でございますので、それについて、今、名鉄が国と交渉をしております。

その決着がまだということでございまして、その補助金がいつおりてくるかによって工事時期が決定をするという状況です。ですので、現在未定という状況でございます。名鉄の工事が、今年度ということとはほぼないということになっていきますので、これが来年度、平成29年度にできるのか、はたまた平成30年度になるのかというような状況の今、見込みでございます。当然それが終わってから広場の整備になりますが、そのような、まだ年単位のスケジュールの状況であるということを御理解いただきたいと思います。

そして、また、その名鉄の工事の時期が確定をしましたら、そのときの一番のいい方法で地元の皆様方に周知をしていきたいというように考えております。

林(隆)委員
稲垣会長

結構です。ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

では、報告事項につきましては、以上で終了いたします。

今度、日程第4のその他に入りたいと思いますけれども、何か、全般的に何でもよろしいのですが、御意見ございましたら。

樋口委員　　ちょっとすみません。外山中央線の話なのですけれども、完了しているよということで先ほど説明があったのですけれども、確かに道路は開通していますけれども、まだ歩道側というのかな、そちらのほうがまだ工事が残っています。当然、植栽も植わっていないということで、それが終わったら完成かなという意識を私はしていたのですけれども、工事としては別ですか、これは。どなたか、少しお願いします。

船橋係長　　すみません。今、具体的に言ってみえる場所は。

稲垣会長　　中央線。

樋口委員　　こちらのほうが、まだこれは、私は完成していないと思っているのだけれども。

船橋係長　　今の場所ですよ。ちょうどカーブしている。

樋口委員　　そうです。西側に行ったところね。

船橋係長　　歩道は、完成はしております。

樋口委員　　植栽などは。あれが完了して、あれが終わってから完了になるのではないですか。

船橋係長　　植栽としては枯れておったりして、今のところあいているところがあります。

樋口委員　　あります。それで、あれは3本くらいコブシが植わっているのですけれども。あれももう大分になるのですよね。だから、鳥居があって、その結束したひもがもうみんな切れてしまったり、あるいは、もう市民の木が枯れたり、剪定もしてないからぼさぼさと。それから、下のますの中も草でいっぱい。そういう状況が続いていますので、今、要は管理者が誰もいないという状況ですので、草取りなどは地元の近くの人が小まめに取ってもらって、余り汚くは見てないのですけれども、その辺も含めて、ちょっと一遍見てほしいなと思います。

船橋係長　　わかりました。一度、再度現場を確認させていただきまして、また対応させていただきます。

樋口委員　　お願いします。

稲垣会長　　ほかよろしいでしょうか。

長谷川(俊)委員　　ちょっとすみません。南屋敷のごみ収集場所がちょっと変わりましたね。敬法寺の西側のところ。あそこの前のごみの収集場所のところへちょっとくいを打ってロープを張っていただけないかなと。

稲垣会長　　今までのところ。

長谷川(俊)委員　　はい。敬法寺の西側にありましたでしょう。

杉山係長　　敬法寺前のあの土地につきましては、保留地になりますので、市のほうで、管理柵をするようにいたします。

長谷川(俊)委員　　よろしくをお願いします。

以上です。

稲垣会長　　そのほか何かございませんか。

いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

発言がないようですので、これをもって本日の審議会は終了いたします。

御苦労さまでした。